

間接利得と因果関係

衣斐成司

- 一 問題の提起
- 二 因果関係
- 三 間接利得
- 四 結び

一 問題の提起

一般に、因果関係は一連の出来事の過程における原因と結果の間の条件の問題であつて、本来、価値判断を含まずに認識される。しかし、たんに認識にかかる問題ではなく、それは、なんらかの、帰責をめぐる価値判断の問題として扱われている。たとえば、不法行為（民法第七〇九条）、債務不履行（民法第四一六条）でのそれぞれの条

文の「……ニ因リ発生シタル……」という事由（原因）は、賠償の範囲を確定するための尺度としても用いられるのである。はじめに、発生した損害を賠償すべきことが肯定されても、賠償義務者が因果系列の初項の原因から連鎖的に発生した結果のうちのどの時点から責任を負い、かつその過程のなかで、どこまでの結果の責任を負うかが問題となる。ついで、民法第四一六条において、通常生ずべき損害（第一項）と予見可能性の場合（第二項）にみられるように、因果関係の問題は損害賠償の範囲の問題として論じられている。各々の場合においても、なんらかの法律的な価値判断がなければ解決されえない。さらに、因果関係中断の理論が、その理論の当否は別として、法律的な価値判断によってはじめて中断の有無が論じられるばかりでなく、あの条件説でさえも、すべての条件の同一視という価値判断を内包しているのである。条件説から派生した相当因果関係論に対しても、たとえば、相当性とは個別の事例における責任の限界づけのために、いいかえれば、法律的な因果概念を通じて責任の限界づけを試みるのであるといわれる。これに反して、そのような法律的な因果といった特殊概念を構想するのが誤りであって、個々の具体的規範の保護目的とその効力範囲を考慮して、個別の帰責判断がそれぞれに求められるべきだと反論されている。これらの論議は、相当因果関係論に対する批判であると同時に、より妥当な帰責の基準を求めるための試みである。⁽¹⁾

ところで、かような不法行為または債務不履行の領域での因果関係論の進展に比較してみると、不当利得における因果関係論は、解釈学的な構成としても、なお不十分であろう。わがくにの学説の傾向は、不当利得における因果関係を、しだいに広く、ゆるやかに解しようとしている。すなわち、因果関係は、利得と損失の間に、社会的な

いしは経済的な観念上の関連があれば足りるのである。そして、法律上の原因の有無によって、さらには利得の不当性、利得損失の範囲の認定などによつて、不当利得制度の適用範囲が決定されればよいことになる。⁽²⁾このため、因果関係にかんする一般的な要件論ならびに効果論などについての解釈学的な構成は外見上不必要となつてゐる。また、通説・判例において論じられる「直接の因果関係」という構成も、第一義的には法律上の原因の有無による判断に服して、利得と損失との相応的関連が因果関係であるという程度の意味をもつにすぎないのでなかろうか。

そこで、本稿は、不当利得における因果関係の問題を三当事者の出現する事例を中心に検討しながら、いわゆる間接利得の事例についての妥当な解決方法を求めるとする。したがつて、利得の直接性の要請という不当利得原理の拡張適用に対する阻止の構成からではなく、間接利得の事例を当事者の態様にもとづいて分類し、そのなかで不当利得原理の適用範囲をみいだそうとするものである。沿革的には、不当利得制度は、とくに普通法時代に、そ的一般原理によつて際限なく拡張された。これに対応する制限策としての解釈学的構成が今日の学説の成果である。だが、従来から不当利得の問題として論じられているものが、なかでも転用物訴権一般に関係する事例を軸に、すべて不当利得制度のなかで論じられるべきであるかどうかが再検討されていない。このことが不当利得原理の適用範囲を正しく限界づけるための努力を必要以上に要求しているのではないかと思われる。利得の不当性、法律上の原因、因果関係、あるいは利得の直接性などのどれひとつをとつてみても明確に構成されていないことがこの間の事情を示している。⁽³⁾端的な事例をあげれば、「金銭の騙取者がその金銭で自己の債務を弁済した場合において、債務

者がこれを善意で受領したときは、債務者の右金錢の取得は、被騙取者に対する関係で、不当利得とならない」という判断⁽⁴⁾が、利得の不当性の見地からか、法律上の原因または因果関係の判断によるのか、あるいはそれらのどちらでもない別の理由によるのかは遠断できないが、みるべきの場合における善意無過失の受領が不当利得とはならないといふ解决方法は、三当事者の態様による分類をもとに評価された上で結果でなければ正しい利益衡量を尽していふことにならず、一般的な準則になりえないであろう。これに加えて、因果関係の問題としてとりあげれば、みべきの解决は、因果関係が直接でなく、従つて間接であったことを意味するが、もともと現物の存在の場合には、別の評価をうけてやむに錯綜するのであって⁽⁵⁾、ひいで用ひられる利得の直接、間接の区分そのものが再検討されることがならう。かかる不当利得理論の錯綜性は、本来、不当利得になじまない事例が、あの一般原理、すなわち何人も他人の損失において不当に利得することを得ずという原理を背後にもつた衡平の見地にあと押しされて混入しているためではないだらうか。これがを検証するために、はじめに不当利得における因果関係を、ついで転用物訴権をめぐって利得の直接性をとらあば、終りに相互の関連をみてそれらの有用性について検討するにする。

(1) Vgl. J. G. Wolf, Der Normzweck im Deliktsrecht, 1962, S. 1 ff., v. Caemmerer, Das Problem des Kausalszusammenhangs im Privatrecht, in: Gesammelte Schriften, Band 1, 1968, S. 397 ff. 民事法における因果関係論、法律時報第三十一卷第九号参照。

(2) 代表的文献として、谷口知平著、不当利得の研究、一六五頁以下。

(3) 山中康雄、不当利得のあり方、私法第一十六号、一七九頁以下。

(4) 最判昭和四一・一一・一一民集一一・一一・四七五頁。

(5) 大判大正九・五・一二民録六五二貢、大判大正一〇・六・二七民録一八六二貢、大判昭和一・七・四新聞二七三四・一五。

二 因 果 関 係

わがくにの判例をみると、転用物訴権そのものにあたる事例は少くなく、判例で因果関係の問題として論じられるのは、無权限者が他人名義を冒用して金錢を借り出し、あるいは他人から騙取した金錢をもつて、弁済などにあてる事例が多い。

判例の基本的態度は「若シ其受益ノ発生原因ト其損失ノ発生原因トカ直接ニ関聯セスシテ中間ノ事実介在シ他人ノ損失ハ其中間事実ニ起因スルトキハ其損失ハ受益者ノ利益ノ為メニ生シタルモノト謂フコトヲ得サル」⁽¹⁾ といふことになる。しかし、受領した金錢の所有權を取得しないで、他人に弁済したときは、その間に「中間ノ事実カ介在」⁽²⁾ したとしても、因果関係がないとはいえないものである。また、代理の權限を有しないものが、代理名義を冒用して、金錢を借入れた場合には、彼はその金錢についての所有權を取得していないから、なお直接の因果関係がある。さらに、騙取された金錢が債務の弁済に用いられた場合には、その間に中間の事実があつても、直接の因果関係がある。⁽³⁾ ただし、最近の判例では、騙取された金錢を善意で自己の債權の弁済として受領した場合には、返還義務はないとするが、因果関係の問題か、法律上の原因か不當性の見地からかいづれを理由にしたのかは明瞭でない。これらの判例に対し、仮定ではあるが、「金員ヲ受取りリ之ヲ自己固有ノ金錢ト混同シテ更ニ自己ノ債務ヲ弁済スル為同額ノ金員」を交付した場合には、弁済行為であつて直接の因果関係ではないことになるとする判例がある。⁽⁵⁾

要するに、通常、金銭は占有とともに所有権も移転する、そして民法第一九二条の適用もないと解されているが、判例はかつて、一応、不当利得においては、金銭の所有権の帰属を強調した。⁽⁶⁾このことは、物権行為の有因性に関する事項であつて、原因行為の瑕疵によつて、たとえば、消費貸借契約が無効の場合には、金銭の所有権は移転しないことになる。

かようすに、金銭の所有権という理論が問題になるにしても、判例の基本的傾向は、中間の事実の介在の有無によつて、因果関係の直接、間接を決定しようとしている。この中間に介在する事実にもとづく因果関係決定の態度を汲みとる解釈をすれば、利得者である第三者と仲介者の間に、利得者側に仲介者に対する取得原因があれば、損失者利得返還請求権は仲介者に向けられるのである。ただし、消費貸借契約が無効の場合には、金銭の所有権が移転していないことを理由に、あたかも、不動産取得における無権利者の処分行為の結果の場合のように、第三者は、たとえ仲介者である前者との適法な法律行為を結んでいたとしても、所有権者と仲介者の原因行為の瑕疵、とくに無効の場合の結果を当然のように甘受しなければならない位置におかれる。

ついで、損失者と仲介者の間になんらの原因行為も存在せず、仲介者による代理資格の冒用とか、騙取で得られた金銭が利得者自身の債務の支払い、または仲介者が利得者に対して一般的な意味での代表もしくは代理の地位にあるときは、ほとんどつねに直接の因果関係があるとされる。⁽⁷⁾

みぎの結果に対して、損失者と仲介者の原因行為の瑕疵にもかかわらず、利得者が債権者として弁済を受けた場合では、利得者側に即時取得、添附、消費などの原因によつて、金銭についての取得事由が存在するとき、利得の

有無ではなく、法律上の原因が利得者にあるため、不当利得は生じないとされる場合があつても、逆に、因果関係としては間接であつても、現物が利得者に存在するときは、なお損失者の所有物によつて利得をうけていると判断され、因果関係が直接になるのである。

それゆえに、判例のいう因果関係の直接とは、たしかに中間の事実の介在の有無がひとつのもルクマールになつてはいるが、むしろ、その実質的要件は、損失者と仲介者、仲介者と利得者の各人的関連である。そして、他に損失者の特定物の現存の有無、すなわち判例における金銭の所有権にもとづく追求効である。これらのことば、仲介者が介入する不当利得事例における三当事者の態様にもとづく価値判断の余地を残すものとして重要視されなければならないであろう。

しかるに、学説は因果関係をどのように解しているだろうか。学説の近時の一般的傾向は判例のいう直接、間接の因果関係論を否定する。これに代つて、利得・損失の存否、法律上の原因の有無、さらに不当性の判断によつて不当利得の範囲が決定されるといわれている。

当事者の過責の理論を提唱されて、すすんで当事者の態様に従つた詳細な論議を展開された谷口教授は、「利得損失の存否、利得の原因欠缺性乃至不当性の判断の問題が重要であり、この判断如何によつて妥当なる解決が得られるべきである」とされる。そのため、たとえば、転用物訴權にあたる事例の場合に、損失者は、結果的には、仲介者となる契約当事者への信用性に契約から生ずる危険を担保すべきであるが、だからといって他人の契約から生じた利得を保有すべき理由のないものが、これを保有しているとき、「正当な原因なき即ち不当な利得を剝奪して、そ

の正当に帰属すべき者に回復せしめようという不当利得制度の趣旨に副はないと思はないとせねばならない」⁽⁹⁾ことになる。要するに、「不当利得責任を認め、あるいは否認するために場合によつて「直接」「間接」の意義内容を異にするのであれば、結局法律的推論のための概念的法技術にすぎないこと」⁽¹⁰⁾になるから、因果関係は広義において認められれば、不当利得を問題とする。ここでの広義の因果関係という考え方には、利得と損失、ならびに効果論としての現存利得との間に一線を劃することなく、中広く総合的な見地から事例を解決しようとする態度といえよう。この方法は、まず「実質的現実的に利得の経済的価値」⁽¹¹⁾を認定し、ついで、利得者、損失者、仲介者の三者間で法律上の原因を考察するのではなく、とくに利得者の返還範囲についての考察が、仲介者の資力、意慾を中心に、これに加えて当事者の過責の評価を混じえてなされるのである。さらに加えて利得の不當性の程度の考察が入る。

松坂教授は、不当利得制度が「法の技術的な適用によつて生じた財産的価値の移動を公平の理念に基づいて調節しようとするもの」⁽¹²⁾であつて、因果関係の有無も、「まだ公平の理念に基づき社会通念に従つて決せられるべきである」⁽¹³⁾とされる。そして、因果関係の直接性を要件とせず、「利得・損失の存在、法律上の原因の有無という要件によつて不当利得の認められるべき範囲を妥当に劃することができる」⁽¹⁴⁾のである。この方法によれば、二個の法律行為が存在する場合に、利得と損失との間に社会観念上の連絡があるのは、二個の行為が「同一の財産的価値の移動を目的とするものとして統一的に把握され得る」⁽¹⁵⁾場合である。いの二個の行為の目的の関連は、「最後の受益者が利得した」とは、客観的にみて最初の行為の計画通りの展開 (plannäßige Abwicklung) の結果たる場合には、二個の行為の間に目的による関連を認むべきものと解したい」とやれていふ。

以上の二つの方法は、因果関係の直接性の概念が不当利得の問題解決にさして重要なことを指摘しているが、それと同時に、因果関係を法律上の原因へと解消しようとする積極的な態度も示されていない。

ところで、川村教授は、従来の判例ならびに学説が説明する不当利得における因果関係論は、わずかに損失者、利得者、すなわち当事者の確定についてだけ意味があつたにすぎないと評されている。川村教授によれば、「ドイツおよび我が国の判例・通説は、不当利得返還関係の「当事者」規定を「因果関係の直接性」という判断の枠組を通して処理する⁽¹⁷⁾ことになる。契約関係における不当利得、給付利得返還請求の場合には、「因果関係の直接性によれば、『給付による利得』においては「給付者」は「給付の受領者」に対してのみ返還請求できる。それは、別の言葉でいえば、契約関係の清算が所有関係から分離されて処理される⁽¹⁸⁾」のである。契約当事者に対する相互の信用性は、逆に契約当事者から利得をうけた契約外の第三者に対する不当利得返還請求を遮断することになる。契約の一方当事者の再譲渡、あるいは契約当事者の無資力なども通常の契約上の危険に含まれている。もちろんこの場合には、所有権などいわゆる絶対権にもとづく返還請求権は行使できない。この解決方法は、法理論的というよりも法政策的解決としての色彩をもつものである。このため、因果関係の問題は、私的所有関係にもとづく利得返還請求の場合には、その物またはその物の価値を保有するものに向けられ、他方、契約関係にもとづく利得返還請求の場合には給付の法的受領者にのみ向けられるという解決方法のなかに埋没している。しかしながら、法的にも保有すべきでない利得を現実に得ているものは、損失者が契約当事者の信用性を誤って評価したがゆえに、そこから生じていの利得を返還しなくてもよいといつてしまふことが妥当だとはいえないからう。これを回避するために、直接代理、

間接代理、他人の債務の弁済、指図による給付などの問題で給付の法的受領者がだれであるかを規定しても、基本的には転用物訴権一般に対する斟酌はないのである。⁽¹⁹⁾

以上の考察の結果からみて、学説が、不当利得における因果関係の問題を、法律上の原因の有無、あるいは利得方法の性質による所有関係、契約関係の区別などの問題に比較して余り重要視していないことがわかる。もともと、民事法における因果関係（論）の帰責に対する位置は、因果関係（論）そのものが帰責を決定するのではなく、すでに帰責の基準が形成されていて、ある程度の定型性をもつ事例にその基準が適用され、かかる後に、因果関係論が道具概念的に用いられ具体的な帰責の範囲、結果を示すといったところに求められるのである。それゆえに、因果関係論は、第一義的には、いずれかの類型に該当する事例であるとの判断用具として用いられる。そして、現実に、不当利得における因果関係論は社会上、経済上の関連の認識あるいは当事者の確定にかかわる判断用具としてわずかに機能しているにすぎない。

ところが、不当利得における因果関係は、三当事者が出現する事例において本質的に問題となるのである。しかも、三当事者間に生ずる不当利得の事例は、通常の利得者・損失者という二当事者間の典型的な事例における解決策としての法律上の原因の有無、給付の法的受領者の確定によっては解決しつくしえない。

また、現在でもなお、先驗的な原則として存在する衡平の原理が不当利得の適用範囲を無限に拡大するのをさけるために、種々の解釈学的構成がなされている。なかでも、転用物訴権の事例を排斥するために、直接・間接の利得規定、利得・損失の因果関係、契約の相手方への信用性の評価の過誤などの構成がある。だが、これらの構成は、

また同時に、直接代理、事務管理の各制度の発展に影響されて、代理制度、事務管理との関連を断ち切ってしまった。とりわけ、三当事者の出現する事例での当事者間の人的関係が代理、事務管理の各法理と無関係に論じられているところに問題があるのでなかろうか。代理制度が授權に、事務管理が管理意思に、それぞれ強く結びつけられたことによってのみ発展したのに對して、自然法思想ならびに十八世紀の風潮に一致した衡平の原理との結びつきによつて、不当利得制度は、ますます特徴のない一般的な制度へと変質して、いわば他の特色ある制度に包含しきれない残滓物をうけとめる器になってしまったことは周知のことである。

要するに、不当利得制度のある程度の体系的整序は、他の制度、とくに代理、事務管理との関連の再認識によって得られると考えられる。この関連が解明されなければ、不当利得における因果関係は、最大公約数的な表現にとどまらなければならないであろう。

- (1) 大判大正八・一〇・一二〇民録二五・一八九〇頁。
- (2) 大判大正九・五・一二民録二六・六五一頁。谷口前掲書二七頁以下、松坂佐一・不当利得における因果関係（研究叢書）一三頁以下を参照されたい。
- (3) 大判大正九・一一・二四民録二六・一八六二頁、大判大正九・五・一二民録二六・六五一頁。
- (4) 最判昭和四一・三・三一民集二一・二・四七五頁。
- (5) 大判昭和一・七・四新聞二七三四・一五。
- (6) (1)から(5)までの判例は、いずれも所有権の帰属を中心に議論をすすめている。判例コンメンタールVI事務管理・不當利得・不法行為五四頁以下。

- (7) たとえば、大判大正九・五・一二民録一六・六五一頁、大判大正九・一・一・一四民録一六・一八二一頁など。
- (8) 谷口知平著、不当利得の研究、一一〇頁。
- (9) 谷口前掲書、一一一頁。
- (10) 谷口前掲書、一一一頁。
- (11) 谷口前掲書、一二三四頁。
- (12) 松坂佐一著、事務管理・不当利得（法律学全集）五一頁。
- (13) 松坂前掲書、五二一頁。
- (14) 松坂前掲書、五二一頁。
- (15) 松坂前掲書、五三頁。
- (16) 松坂前掲書、五三頁、松坂佐一著・不当利得における因果関係（綜合判例研究叢書）一一〇頁。Vgl. W. Wilburg, Die Lehre von der ungerechtfertigten Bereicherung, 1934, S. 117
- (17) 川村泰啓、不当利得における因果関係（判例演習、債権法²）一一一頁。
- (18) 川村前掲書、一二五頁。
- (19) 川村前掲書、一四〇頁、一四一頁。なお川村泰啓著、商品交換法の体系 上、一五一頁以下。

III 問接利得

不当利得における因果関係は利得の直接性の理論と深い結びつきをもつてゐる。ある人の財貨が他の人へもたらされたという意味での財産移動は利得者、損失者の各当事者を規定する重要なメルクマールでもある。不当利得の

構成要件を充當せし、かつ当事者を規定するこの財産移動（Vernögensverschiebung）は利得の直接性と因果関係の二つの条件を前提にしているようである。

しかも、利得の直接性は利得過程の統一性を要求する。利得が、第三者との独立した法律行為によって、他人の財産を迂回してもたらされたものであつてはならないのである。このため、利得の直接性は、財産移動のマルクマールにとどまらず、転用物訴權の事例を排斥するためのそれ自体独立した不当利得返還請求權の構成要件でもある。⁽¹⁾またさらに、直接性の要請は、利得・損失という財産にかかることではなく、その利得に関与した者は誰れであるかを規定する機能をもつてゐるのである。結局、利得の直接性とは因果関係と同一の機能を目的とする解釈学的構成である。この結果、直接性と因果関係との二つのうち、あるものを他のもので補い、あるいは一方を不需要として他のものに限定するとか、さらに直接性を給付利得返還請求においても、その他の方法による利得返還請求の場合にも否定する見解などがある。⁽²⁾ BGBが繼承した、給付利得、その他の方法による利得返還請求の両方に妥当としたところのサヴィニーの財産移動の概念規定は財貨にかんする支配權能の変動を意味していたが、伝統的な不当利得學説は財産の帰属性ならびに事實上の利用關係を財産の概念とみた。⁽³⁾そして、財産の移動はある人の財産から他の人の財産への財貨の移行であるととらえられた。これにもとづく、財産移動の直接性の要請は、利得返還請求を理由づける構成要件としてBGBのMotiveに現われてゐるが、學説は、むしろ直接性を財産移動のメルクマールとして理解してゐたようである。⁽⁴⁾また、利得が損失を惹き起したという意味で財産の移動があり、債權的な素地がなくて法的地位の変動が生ずるという意味で財産の移動があると解されたりする。⁽⁵⁾

直接性の要請には、私的自治・意思自由、意思の自己決定の原則、資本主義經濟の予測可能性、通常の契約危險の負担⁽⁶⁾などの諸原則があるにしても、やはり不当利得返還請求権が債權的なものであること、間接利得についての構成が複雑なこと⁽⁸⁾、請求権の適用範囲の斉一的な劃定などが直接性の要請でもある。

ところで、ヴィルブルクの説くところに従つて直接性の要請をみるとする。

- (1) 財産移動にかんして、AからBへ、BからCへの両移動共原因を欠く場合、
- (2) 契約上の給付を受領した第三者のうち、仲介者が自己の利益において間接代理人として契約上の給付を隠れた本人へ給付する場合、

(3) (2)と関連するが、賃借人との契約にもとづいて家屋を修繕したものが家屋の所有者に修繕料を請求する場合。もつとも賃借人が事務管理人である場合には(1)の事例になる。

(1)の場合においては、不当利得返還請求権は *persönlich* な請求権であるにすぎないとから契約当事者と同じく不当利得当事者の連鎖にあっても、債權者=損失者と債務者=利得者が当事者である。この例外が無償取得者(BGB §822)である。給付利得の場合には、給付の受領者にのみ、その他の方法による利得の場合にも、なお基本権が存在していることが要件である。(2)の場合については、直接、本人=利得者に向けられる請求の成否は、目的の関連、ないしは法律関係の *plannäßige* な関連が存在するかによる。この場合は、もはや不当利得返還請求(Kondition)ではない。また(3)の場合では、随意でかつ意思の欠缺なくしてみずから法益を提供した者には、不当利得制度は保護をあたえないという判断がなされている。ハリカウ、原因関係わけても債權関係を問題にする」と

なく、債務の不存在を知つていながら弁済したのと同じだという推論がなされている。〔I〕も〔II〕も事務管理との限界領域にある事例である。以上の結果、ヴィルブルクはこれらの事例のすべてに不当利得請求を認めていない。〔I〕と〔II〕の事例では、受領者に対する Kondition または損失者の財産から取得したものに対する基本権にもとづく請求権 (Rechtsfortwirkungsanspruch) であるが、それぞれの要件は充當されていない。〔III〕の事例には、基本権にとづく請求権が損失者にあるとみえるが、みずからの意思によつてこの請求権を失なつたと判断されことから、この場合も否定されるのである。

なお、利得の直接性にかんする別の観点が残つてゐる。⁽¹⁰⁾三当事者関係における仲介者の地位がそれである。仲介者が新しい、独立した法律行為によつて目的物を受領し、利得者にそれを再譲渡したのではなく、仲介者は、もともと利得者と緊密に結びついていて、利当者の利益のために行為をしている場合がある。多数説は、仲介者の独立した法律行為が損失者と利得者の間の因果関係を遮断したと解しているが、ヴィルブルクは、因果関係に代えて目的的の関連 (Zweckzusammenhang) を問題にしている。仲介者が物を買い、それを再売買する場合には、そこには二つの独立した行為が存在するのであるが、仲介者が後の売買の相手方の事務管理者である場合には、仲介者は、事務管理の目的に従事したのであって、その取得過程は全体として統一性をもつとみなされよう。みぎの場合には、目的の関連があることになる。しかし、ヴィルブルクにとっては、この事例が事務管理に該当するとしても、不当利得の事例ではないのである。つまりところ、ヴィルブルクは、本質的には、不当利得返請求権を persönlichな請求権であると把握している。

ルム、ヴィルブルクの所説とABGBの Versionsklage について事務管理との関連が問題になつてゐる。ヴィルブルクは、本質的には、他人の利益のためにものが利用されたところ unpersonlich な形態であるが、ABGBが事務管理のカテゴリーに入れた nützliche Verwendung も、どうもおかしいが、その他の利得の類型にくみ入れようとする。もう一つ、Weisspacher のいう仲介者（管理人）と利得者（本人）との関係によつて、すなわち、経済上独自の役割を果していないが仲介者が契約の相手方となり、かつ管理人として行為したときには、仲介者に属する Liberationsregel の範囲内だ、契約の一方当事者である損失者が仲介者に属するみぎの請求権を利得者（本人）に行使することができる場合には、なお利得者と損失者の関係は債権的でありますることは認められようか。⁽¹¹⁾なおこの場合には、受領した物または物に代る価値が返還の対象ではなく、契約の解除の場合を除いて契約の存在を前提にしたといひの Entgelt の支払いがなされる。元来のといひる、転用物訴権 (Actio de in rem verso) が解決しようとするのは、一般に、契約上の責任を負わない第三者の利益のためにものが利用されたことに対する調整なのである。とりわけ、たとえば、自己の土地利用のために借財した土地所有権者の相手方は、たとえ土地所有権者が変つても、新しい土地所有権者に借金の返済を請求できる場合 (Lehensrecht)⁽¹²⁾ があるように、請求権の性質にかかわりなく、その基底には、何人も他人の損失をもつて利得するふうをえないといふ衡平の見地が流れているのであって、転用物訴権に該当する諸事例の請求権は、債権、物権の区分に親しまないものである。Actio d. i. r. verso の基礎には、原告と仲介者の間の契約が必要なのであるが、請求の対象は給付（物）ないしはそれに代る価値の返還ではなく、versum の額である。また、原告と仲介者との間には原因 (causa)、仲介者と被告との間には事務管理が予

定められていても、結果的には sine causa による清算となる考え方には存在しえた。⁽¹³⁾ あくまでも、この Actio の性格は、repetitio やなど、Äquivalent であることが指摘されていて、⁽¹⁴⁾ その後に、この Actio が ex contractu alterius が脱落し、versio in rem からの義務負担が強調されるに至り、この Actio はより一般的な制度へと変化する。⁽¹⁵⁾ 普通法では、この Actio d. i. r. verso の原型が事務管理であって、仲介者は Mandatarius ではなく、vollmachtloser Geschäftsführer である。つまり、本人の同意とか代理人の代理権などの直接代理の要件が欠けていて、損失者がなお本人を被屈辱するからであるのは、契約からではなく、versio in rem からの義務負担が引き出されているからである。このため、仲介者が仲介者として現われるとか、仲介者として認識されるとかは重要ではないのである。⁽¹⁶⁾ untechnische Version の事例⁽¹⁷⁾ すなわち pupilus minor が後見人の同意なくして消費貸借契約を締結した場合に彼のに対しても、あることは契約当事者である夫と連帯債務を負う妻に対しても、うやれや契約にもとづく給付から利益をうけたるものを条件に Äquivalent (=versum の額) が請求われる。みその事例を、普通法ははじめ、利得が ex contractu alterius だからといって理由は Actio d. i. r. verso に入れなかったのであるが、後に、この他人の契約からの条件が失なわれたので、みその事例もこの Actio に入れられた。ところでも、訴訟の基礎は、versio in rem, mitzliche Verwendung であるが示されてしまう。以上の結果、ヨーロッパ法からの普通法の過程では、versio in rem の領域内の不正利得の原理は Konditionsrecht の意味で解釈されるべきではないようである。⁽¹⁸⁾ これで、普通法や直接代理が一般化した時期における仲介者は代理権がないものか、あるいは代理権の範囲を超えていたものであり、本人の義務負担はあくまでも versio in rem からの派生する。いま

り、原告は、被告にもたらされた利益 (Nutzen) に対する契約にめぐらがない補償 (Ersatz) を追求していふのである。⁽¹⁷⁾

プロジェクト一般ラント法典 (ALR §§ 262-280) は、普通法の伝統のなかにあつたが、Verwendungsklage が、適用範囲の限定のために、利益が wirklich と利用されるべし、補充制の原則が採用されたべし、無能力者の場合には現に利益をうけて いる限度に制限されることが注目される。そして、この訴訟は、費用償還請求権の一形式であると認識され、事務管理のカテゴリーに入れられた。⁽¹⁸⁾

つまり、nützl. Verwendung は、はじめに原告の給付行為があり、ついで仲介者の仲介者的行為があつて、彼の行為によって利益を享受した被告が現われるなどによって成就する。無能力者の場合は、仲介者・受益者の両者を兼ねることによって条件がみたされる。みまのいとは、事務管理、および原告の行為が直接被告の利益のためになつた事例、また被告の行為だけが財産移動を惹起した場合などからの区別の基準でもある。

オーストリア一般民法典 (ABGB §§ 1041～1044) では、nützl. Verwendung は事務管理の内部で存在しうる。たゞ、nützl. Verwendung には、事務管理における他人の事務への僭越な介入という事項が存在しないため、この点にかへゆる責任は仲介者に生じないので、本来の事務管理行為なし Verwendung と解されてゐる。だがむしろ、直接代理の法理に影響されて、被告＝本人の受領は默示の承認とみなされ、そこで契約的拘束が生じ、Verwendungsklage は製紙じゆくじゆく訴訟と解された⁽¹⁹⁾、また、無能力者の場合には、契約の無効、取消などから condicione sine causa のたかくみ入れられた。この結果、Verwendungsklage は、二当事者関係を前提に、仲介

者が自己の名前で行為した場合に限られるので、事務管理との区別は仲介者の主観的な条件にのみかかってこない
となる。⁽²²⁾

ゆえに、*Versionsanspruch* 一般の要件は、普通法、プロイセン一般ラント法、オーストリア民法のすべてにわた
つて、原告=損失者の給付行為が第一の要件である。原告の給付行為を前提にして解決しようとするれば、契約関係
が中心になる。他方、*versio in rem* から考えれば、まるで、他人の財貨からの受益が中心になる。ヴィルブルク
は不当利得の類型を二分したが、給付利得返還請求の場合は、契約関係が中心であり、当事者はあくまで給付の法
的受領者である。だから、*Verwendungsklage* の当事者が、仲介者ではなく、利得者=本人であることは、当然、
その他の方法による利得返還請求の類型を意味している。しかし、みぎの彼の類型の重点が所有権の *Fortwirkung*
の強調であるがゆえに、物の利用による利益が中心なのではなく、しかも物の所有権を仲介者が取得してしまって
いることだ、ヴィルブルクは重点を置かなければならなくなっている。⁽²²⁾ つまり、ABGB § 1041 は BGB § 812 よ
りも広く、その他の方法による利得をみとめているとしても、ヴィルブルクによれば、*Versionsanspruch* は認められ
られないであろう。

みぎの原則の適用によって不当利得の事例を限定する場合に、なお、あの不当利得原理からみて排除されている
と考えられる諸事例は、不当利得原理を介して不当利得事例にくみ入れられるか、あるいは、他の法制度に吸収さ
れるかであろう。かかる場合において、利得の直接・間接の区別による方法、または因果関係の有無による方法な
どの諸々の方法も、給付利得、その他の方法による利得という基本的な類型に従う問題処理の方法と本質的に異な

あるべきはだらうが、むしろのばり、利得の直接・間接の方法が明確な基準をもたないで事例を処理していくとか、あるべきは、利得損失の間の因果関係の有無の理論が当事者を規定するにあつたことかの批判が、その解釈学的構成を批判していふ。やがてある、当事者の態様によってKastistikを批判していふ。結果的には、解決そのものの批難は少くないのではなかろうかと思われるかひやあ。それゆえに、一般的に不当利得とされた事例が、不当利得原理一般において解決されるならば、明確な基準によって解決されるべきであるが、この場合において重要なのは、他の制度、とくに事務管理、代理制度との関連である。これらの制度との関連を保たながい、不当利得制度の適用範囲を限定する方法において、なお不当利得の事例として処理されるべきかの問題は、はじめに因果関係がその決定のマルクマールとなりるのであらうかと考えられる。そして、他の制度との関連には、事実上の契約関係の法理が適切な役割を果すべしとされる。

- (1) W. Wilburg, Die Lehre von der ungerechtfertigten Bereicherung, 1934, S. 108 ff., K. L. Batsch, Vermögensverschiebung und Bereicherungsherausgabe, 1968, S. 23 ff. u. S. 106 f.
- (2) Batsch, a. a. O., S. 106 u. Anm. 434.
- (3) Batsch, a. a. O., S. 25 f.
- (4) Batsch, a. a. O., S. 24 u. S. 106.
- (5) R. v. Mayr, Der Bereicherungsanspruch des deutschen bürgerlichen Rechtes, 1903, S. 193 f. 不当利得による財産の犠牲は、事實上の利用関係をもつた故意の財産の帰属性が意味しておれば、財産の法的財産はあれば、Vermögenのうえが充分に無しておなからだらうAuf Kosten ふる費用がある。Vgl. E. Jung, Die Bereicherungsansprüche und der Mangel

des „rechtlichen Grundes“, 1902, S. 145 ff.

(5) Wilburg, a. a. O., S. 63, *益口福報書* 11月長風 11月大風 E. v. Caenmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, in: Festschrift für E. Rabel Band I, 1954, S. 370, J. P. Dawson, Unjust Enrichment 1951, p. 124.

(6) Wilburg, a. a. O., S. 116, Jung, a. a. O., S. 1 ff., J. Esser, Schuldrecht, 2. Aufl., 1960, S. 772, *益口福報書* 11月長風 11月大風 E. v. Caenmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, in: Festschrift für E. Rabel Band I, 1954, S. 370, J. P. Dawson, Unjust Enrichment 1951, p. 124.

(7) Wilburg, a. a. O., S. 92 f., Dawson, op. cit. p. 106, and p. 126.

(8) Motive II, S. 871 ff.

(9) Wilburg, a. a. O., S. 108 ff. *益口福報書* 11月長風 11月大風 E. v. Caenmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, in: Festschrift für E. Rabel Band I, 1954, S. 370, J. P. Dawson, Unjust Enrichment 1951, p. 124.

(10) Wilburg, a. a. O., S. 120 f.

(11) Wilburg, a. a. O., S. 60 ff. u. S. 76 f.

(12) Wilburg, a. a. O., S. 54.

(13) B. Kupisch, Die Versionsklage, 1965, S. 26 f. und passiv.

(14) Kupisch, a. a. O., S. 32.

(15) Kupisch, a. a. O., S. 38 ff.

(16) Kupisch, a. a. O., S. 41 *益口福報書* conditio sine causa *益口福報書* Versionsklage *益口福報書* 前 *益口福報書* Halben *益口福報書* 後 *益口福報書* Nutzen *益口福報書* (S. 43)

(17) Kupisch, a. a. O., S. 54 ff.

(18) Kupisch, a. a. O., S. 57 ff. und S. 89.

(19) Kupisch, a. a. O., S. 113.

- (28) Kupisch, a. a. O., S. 98 f.
(29) Kupisch, a. a. O., S. 99.
(30) Wilburg, a. a. O., S. 76.

四 結び

利得の直接性ならびに因果関係のもたらす結果を整理するに際して、ひとつのマルクマールとしての従前の判例のいう「中間の事実の介入と金銭所有権の追求効」がある。両者のうち、ひとつが欠けても因果関係はなお直接であるが、前者の要件が充たされても、後者によつてなお因果関係があるとされることが注目され。

三当事者関係（以下、X=原告、損失者、Y=被告、利得者、Z₁…Z_n=Z=仲介者）において、原則的には、Zの行為が損失と利得の間に介在する場合において、Zの行為が一方で利得、他方で損失をもたらしていくこと、またはX—Z間の契約の無効にともなつて、Zが自己の金銭と混同することなくYに交付したことの要件を充たすときには、因果関係があることになる。ここで、Z—Yの関係が問題となる。Zの行為がYの利益のためになされた場合には、すなわち、Zの行為が一方で損失をあたえ、他方に利得をあたえたという要件に、Zの行為がYのため、あるいはYに対して、利得させたという条件を加えることになる。このことは、判例のいう金銭の追及効が、Yの債権者が即時取得するにいたつた場合には、その債権者へは及ばないことを示すものである。だが、一般的には、Yの受益はZ自身の債務の弁済であつて、Y自身に受領の理由があるとき、ただし善意無過失であることを要する

が、判例によれば、Yの利得は、法律上の原因をもつものとして、あるいは利得の不当性の欠如を理由に、不当利得とならないと定式化されるようである。

しかし、みぎの定式化は確固たるものではなかろう。むしろ、問題の解決にあたって、重要なのは、金銭の追求効の理論が目的としているものは、X—Zの契約が無効であるからYの利得が不当性をおびるとするのか、あるいはZ—Y間の人的関係からみてXからYへの請求をみとめようとするのかの判別である。判例の文言からすれば、消費貸借契約が無効であるからとか、あるいは自己の金銭と混同の後に債務の弁済にあてたのではないからと表現されているが、これらの表現は、Zの行為を中間に介在する事実に該当させないため、すなわち因果関係の直接の強調のために用いられているにすぎない。さらに、三当事者関係における人的関連が契約の無効、金銭の追求効などの面から把握されがちで、その文言ならびに理論構成が、各当事者の意思、相互関係など各当事者の主体的行為にわたる事項にかんする法的価値判断を、その表現から脱落させているようにさえみえるのである。かような、利得者Yの人的関連への考慮が欠けているかのような表現の背後には、つまり金銭の追求効の理論は、契約の無効によってもたらされる結果を主張しているのではなく、したがってYの債権者が即時取得しているからとか、あるいはY自身善意無過失の受領であるとかが重要なのではなく、ZYの人的関係が、Xの請求に関連して、ある法的評価に服していることを示しているのである。たとえば、仮りに、直接の因果関係の構成が、Zが自己的金銭と混同したか否かの事実状態を評価のメルクマールとするならば、Zに自己領得の意思があつたか否かの法的評価にゆづらなければならないであろう。⁽¹⁾また、中間の事実の介入に関連すれば、これはZの行為が新しい因果の初項でな

いことを意味するが、消費貸借契約の無効は、金銭の追求効を介して、Z—Y間の関係を論じているのであって、契約当事者X—Zの関係が論じられているのではない。すなわち、中間の事実の介入の構成は、利得者、損失者を規定するものであって、中間の事実ということばで表現されなくてもよいのである。かくて、利得・損失の間の因果関係は、しだいに広く、社会観念上、経済観念上認められれば足りると解されることになった。

だが、この意味での因果関係は、なお、二つの問題を残している。はじめは、事実上の受益を中心とする従来間接利得とされた事例との限界づけがあいまいになることがあるが、むしろこのことが、不当利得制度の目的とも一致しているとして、積極的にみとめられようとする。この結果、従来の利得の直接性もしくは直接の因果関係に代るところの法律上の原因に多義的な意味を現在以上に持ち込むことになり、⁽²⁾ 法律上の原因の分類にのみそのすべてがかかることになつて、従来の構成の硬直性への批判を再びみずからうけることになろう。

つぎは、因果関係をみぎのように広く解することによって、直接の因果関係、利得の直接性の理論に含まれていた、三当事者関係の人的関連に即した評価にもとづく類型化の萌芽を再び不当利得原理一般へと解放することになるのである。

さて、三当事者関係の人的関連にもとづく基本類型はつぎの三つに分類される。

- (1) X—Z・Yの型、転用物訴権の基本型に相当するものであって、Z・Yには代理関係、事務管理関係がみとめられる」と、また共同不法行為またはこれから類推されるところの共同不當利得の理論が考えられる。
- (2) X・Z—Yの型、表見代理の法理から、Xの物の保管責任、X・ZからのZによる他人の物の処分などの事

例が考えられる。とくに、この型は現存利得の返還にさいして考慮されよう。

(3)

X—Z—Yの型、各当事者が独立していることを示し、即時取得、債権の弁済の受領などがYにかんして考えられ、またZの支払不能、Xの契約における通常の危険負担などが、Yの受益と関連して、利得の不当性の程度と併せて考慮される本来の因果関係の問題となる。

X—Z・Yの型について。契約関係の清算の見地からする、それゆえに契約関係の場合に、所有権の追求効をみとめない理論によれば、給付利得返還請求で問題になるのは、給付の法的受領者を規定する若干の事例であるが、これらはすでに解説されていよう。⁽⁴⁾また、その他の方法による利得の場合においては、不法行為にもとづく損害賠償請求権と競合する不当利得返還請求権が生ずることになる。この場合には、補充性の原則も不法行為と不当利得の各請求権の並存として解されるべきであろう。⁽⁵⁾しかし、X—Z・Y型での問題は、所有権の追求効を契約関係の場でみとめるか否かの問題ではなく、契約関係の清算がZの支払不能などで事實上なしえない場合で、しかもYに利得が生じている事例である。利得は多かれ少なかれ他者の損失によつてもたらされるのであるがゆえに、あるいは相手方の信用の評価を誤つたことを理由に、Yの利得は反射的効果 (Reflexwirkung) として導入されたにすぎない⁽⁶⁾という法的な価値判断で処理しきれない事例が生じえよう。かかる場合になお、所有関係との区別のメルクマールをもつて、不当利得返還請求権を排除することは必ずしも妥当ではない。しかし、私的自治の原則は、みやからの意思、決定にもとづいて法律行為をなした者についてだけ、法的な効果ならびに拘束が生じることを担保するものであるがゆえに、X—Z間の契約にもとづくYの利得に対してもXからする Entgelt もしくは Ersatz もに広く

versum, version の請求をみとめないであろう。直接の因果関係の理論への攻撃もみぎの事例に対応して生じているのである。

いいや、Z・Yの関係をみれば、直接代理、事務管理の法理が事例の解決にとって重要な鍵となろう。代理権授与の擬制⁽⁷⁾ないし事実上の授權から論じられる場合と、法律行為に限らず事実行為を含めた主観的他人の事務について要件とされる本人の追認がYの受益という事実状態の継続から推定される場合と、さらに管理行為の範囲内で事務管理人に代理権がみとめられるとする場合が、その適例である。しばしば、フランス法での判例にみられるZの支払能力が欠けているという条件、法律行為をなすについてZが自己の名前で行なつたか、Yの名前で行なつたかによる区別、YがZから無償で利得を取得したという条件、あるいはZに対してYの利得が法律上の原因をもつてしないという条件などを経由して、最終的には、Zに支払能力なく、かつZからのYの利得に法律上の原因がない場合にのみ ex alieno contractu の利得が成立するという結果は、むしろZ-X-Yの型において妥当するメルクマールにすぎない。

沿革が示すように、転用物訴権の要件はX—Z間の契約関係である。しかも、請求の対象が契約関係の清算の見地からひきだされていないことである。附帶的訴権の性格は次第に消える即ち、直接代理の制度の発展は他人の債務から責任を負う本人の存在を不可能かつ不必要としたのであるが、しかし代理形式に影響されて代理人と本人の要件をはじめに考慮することが代理制度の確定にとって重要であつても、逆に直接代理の法理から本人の默示の承認が想定され契約にもとづく訴訟とみる見解が存在したことを思えば、代理制度の法理は、みぎの訴権の事例を排

除することにのみ機能するのではなく、これと関連して考慮されねばならないであろう。このことは事務管理の制度とも関係することである。だが、これらの場合には、一般的にみられる静的安全よりも動的安全の強調からの表見代理の主張、代理人行為説における授権行為の独自性の強調、主観的他人の事務における管理意思に加えられる他人の事務としての管理の意思の必要性などが重要なのではなく、Z・Yの人的関係がもたらす効果をXの給付行為と関連させる配慮が必要なのである。他人の契約からの *versum* の前提から次第に契約的要素が排除されていく経過は、適用範囲の拡大にとって有効であったが、仲介者と本人の関係を他の制度との結びつきのなかで考察する道を遮断したことになる。前述のようにヴィルブルクは、契約的要素を *Verwendungsklage* のなかからひき出せなかつたので、この訴訟をその他の方法による利得のカテゴリーの内で処理する方法をとらざるをえなかつたのである。

かようにはX—Z・Yの関係からすれば、直接代理、事務管理のいづれを設定しても、Yの默示の承認ないしは追認という擬制によって、ほとんどの事例は解決されそうである。かかる場合になお残存する問題としては、外形上的人的関係から離れて、その承認あるいは追認の対象となりえない事項を排除することである。たとえば、賃貸借関係における目的物のうちでも、居住を目的とする家屋の内部的修理とか改良行為と営業を目的とする店舗の改装、⁽¹³⁾ 造作を行う場合の区別である。本来、賃貸人の負担すべき義務に属するものについては事務管理が成立しうるが、とくに店舗のために賃借人が改装、造作をとりつける場合に、その人的関係、賃貸借関係のみからYの利得の不当性を認定することはできない。

ゆえに、不当利得における間接の利得ないしは直接の因果関係の理論は、直接性の要請の背後にある諸原則に基
礎づけられて、不当利得の事例になんらかの限定を施すことには有効であった。しかし、みぎの理論にもとづく不
当利得の限界づけは、 $X-Z \cdot Y$ の型を排除したこと、ならびにその結果として代理、事務管理などの制度との関
連を断ち切つてしまつたこと、さらに $X-Z-Y$ の型における事例への配慮が欠けることになつてフランス法にお
ける判例の成果を受容する余地を残さなかつことなどの結果をもたらしている。そして、効果論における現存利
得の認定に関連するが、 $X-Z-Y$ の型では、物権行為の有因性、動産には即時取得の要件が前面に出て、わずか
に相当因果関係ないしは経済上の関連をもつて処理する方法のために、三当事者の人的関係、各当事者の過責など
への評価がなおざりにされているのである。

要するに、みぎの結果を回避するための構成の前提は、三当事者関係として把握される事例においては、不当利
得返還請求権はすべて債権的であること、 $Z \cdot Y$ には代理ないしは事務管理、 $X \cdot Z$ には表見代理の関係が設定さ
れて、 Y の受益状態の継続に本人の承認ないしは追認を擬制することによつて処理すること、ただしこの場合には、
損失に対応する利得の意味ではなく、利得を現実に利得として把握しうる地位ないしは状態を意味する実質的不当
性の考慮が導入される余地を残すことを条件とする、そして、本来の因果関係として論じられる類型は $X-Z-Y$
の型であることの三つである。だが、 $X-Z-Y$ の型と把握される事例は、 $X-Y$ の型に解消されることがある。
たとえば、前述のように Z に支払能力がなく、 $Z-Y$ 間に法律上の原因がない場合には、類型論の立場からも他人
の契約からの受益にかかる X から Y への請求がみとめられることになるが、また X に Z の Y に対する請求権の代

位が考えられよ。

しかし、一当事者の関係に解消しきれなくて、しかも各当事者が独自の地位ないしは状態に在る場合、すなわち純粹のX—Z—Yの型においては、もはや因果関係が不当利得の成立要件をみたすのではなく、むしろでは、利得の不当性の実質的な見地からの評価が因果関係に代るものである。この場合には、給付利得あるいはその他の方法による利得などの法的構成から自然的に演繹される利得の不当性が問題となるのではなくて、実質的な利得の不当性の探求から始まる方法が採用される。⁽¹⁶⁾かくして、かかる構成においては、不当利得における要件論としての因果関係は、ほとんど、その存在意義を失うにいたるのである。⁽¹⁷⁾

- (1) 東高裁昭和二八・八・一五松坂佐一・不当利得における因果関係（綜合判例研究叢書）一〇頁。
- (2) Vgl. Jung, a. a. O., S. 20 ff., H. P. Westermann, Die Causa im französischen und deutschen Zivilrecht, 1967, F. Goré, L'enrichissement aux dépens d'autrui, 1949, pp. 87.
- (3) 例えば、高松高裁昭和二七・六・一〇高裁集・一五・四・一九六頁、拙稿、法律学における問題的思考序説、法学雑誌第十四卷第一号二九頁以下。
- (4) v. Caemmerer, Bereicherungsansprüche und Drittbeziehungen, in: Gesammelte Schriften Band I, 1968, S. 321 ff. 川村泰啓、不当利得における因果関係、判例演習（債権法²⁰）一四〇頁以下。
- (5) Wilburg, a. a. O., S. 93.
- (6) v. Caemmerer, a. a. O., S. 330 ff. 川村前掲書一四一頁。
- (7) 川島武宜著、民法總則（法律学全集）二二二二一頁以下。
- (8) 小池隆一著、準契約及事務管理の研究、一八四頁以下、とくに一九六頁以下。

(9) 於保不一雄著、財産管理権論序説、一九一頁。

(10) Vgl. D. König, Der Bereicherungsanspruch gegen den Drittenempfänger einer Vertragsleistung nach französischen Recht, 1967, S. 30 ff.

(11) v. Caenmerer, Grundprobleme des Bereicherungsrechts, in: Gesammelte Schriften Band I, 1968, S. 387 ff.

(12) R. Sohm, Institution, 17. Aufl., 1949, S. 474.

(13) 東地裁昭和11〇・1〇・1八下級民集長・1〇・111九四頁。

(14) 類型論に立つて、人の方法を批判するものゝへ、川村泰啓、返還されべき利得の範囲(一～五)、判例評論、五五号、五七号、六四号、六五号、六七号。

(15) v. Caenmerer, a. a. O., S. 389 f.

(16) 谷口前掲書、七八に111四頁以降。

(17) 拙稿、不当利得における因果関係、谷口知平教授退任措別記念号、法学雑誌、第十六卷第11・111・四合併号を参照された。